

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成29年 8月 日
 （名称）砂川市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

平成30年度砂川市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

砂川市の行政面積は78.68km²と比較的小さく、中央部を南北にJR、国道12号が縦断しており、近隣市町へは国道と道道で連絡されている。砂川市においては、過去、人口が多い時代に市内を循環するバスが運行していたが、人口の減少、昭和50年以降の車社会の到来、店舗の大型化、郊外化などにより「バスから車」へといった交通手段の変化が起こり、近年では、一家に一台から一人に一台の車社会となってきており、過疎化、高齢化による交通手段の確保が顕著な問題となってきている。

このような背景の中、砂川市には市民の生活移動を支える公共交通として、JR北海道が運行する函館本線と北海道中央バスによる路線バス、都市間高速バスが運行している。しかし、路線バスは利用者の減少から運行収支が経常的な赤字となっており、市として補填の財政負担が発生している。また、路線バスは国道と道道のみを運行していることから、交通空白地域が多く存在している。

以上のように、年々、社会情勢は変化しており、平成24年6月に行なった住民ニーズ把握調査では運転が困難になった際の移動手段としては、公共交通の必要性が示唆される結果となっていることから、平成25年2月に「砂川市地域公共交通会議」を設置し、新たな公共交通の導入について検討を開始した。

当会議では、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）」を活用し、平成25年9月と平成26年2月にそれぞれ1か月間、予約型乗合タクシーと定時運行のコミュニティバスによる実証調査運行を実施し、その結果と各種アンケート調査の結果を受け、市独自の「砂川市生活交通ネットワーク計画」を策定した。しかしながら、当計画では、調査運行の利用者が少なく、調査期間の短さから、事業が浸透していないと判断し、引き続き、新たな公共交通導入の可否について継続検討とされた。

これを受け、平成26年度においては、再度予約型乗合タクシーでの実証調査運行を平成26年10月から平成27年1月までの4か月間実施し、利用状況や利用者の意見、交通事業者への影響などを検証。今後の高齢化の進行を鑑み、地域から市街地に移動することが困難な交通弱者の増加が見込まれることから、平成27年6月15日開催の「砂川市地域公共交通会議」において、本格運行実施について合意形成が図られた。

これに基づき、砂川市では平成27年10月1日から「地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）」に基づく国の支援を受けながら、交通空白地域の改善、交通弱者の生活交通の確保を目的として、予約型乗合タクシーの運行を開始し、幹線系統である路線バス（歌志内線、焼山線、上砂川線、砂芦線、滝川奈井江線、滝川美唄線）及び都市間高速バス（高速たきかわ号）とを砂川市立病院前バス停留所（北海道中央バス停留所）において、JR函館本線とを砂川駅停留所で接続することにより、利便性の向上を図った中で、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を継続している。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
1 便あたりの利用者数を1.93人（直近年度の実績1.65人）とする。 年間利用者数を8,100人（直近年度の実績6,071人）とする。	
(2) 事業の効果	
予約型乗合タクシーの運行により、交通空白地域の解消が図られ、交通弱者の通院・買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、移動にあたっての負担の軽減及び中心市街地へのアクセス向上から、外出意欲の増進に伴う社会参加を促進し、にぎわい創出や幹線系統である路線バス（歌志内線、焼山線、上砂川線、砂芦線、滝川奈井江線、滝川美唄線）及び都市間高速バス（高速たきかわ号）とを砂川市立病院前バス停留所（北海道中央バス停留所）において、JR函館本線とを砂川駅停留所で接続することにより、利便性の向上及び住民生活の質の向上が図られる。	

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加、生きがいづくりの促進及び心身の健康保持を図るため、75歳以上で在宅である市民税が非課税の高齢者を対象に、5,300円相当の敬老ハイヤー券を交付しているが、予約型乗合タクシーでも使用可能とした。（砂川市） ・運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方に予約型乗合タクシー無料利用券（3,000円分）を進呈する。（砂川市） 	

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者																																							
別紙「表1」のとおり																																							
なお、運行事業者は公募型プロポーザルを実施し、3社を選定。また3社については、市内に事業所・営業所を有し、これまでの実証調査運行の運行事業者であることから円滑な事業実施が見込まれる。																																							
現在、運行協定期間を、平成29年10月1日から平成30年9月30日まで予定しているが、年度ごとに一定の事業評価を行い、必要性の確認、事業改善等により、運行の継続を図ることとする。																																							
①運行方式																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・予約型乗合タクシー（区域運行） ・毎日運行 ・平日[午前8時から午後5：30分の間で往復6便] 基本車両：ジャンボタクシー ・休日[午前9時から午後5：30分の間で往復4便] 基本車両：セダン型タクシー 																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1便</th> <th>2便</th> <th>3便</th> <th>4便</th> <th>5便</th> <th>6便</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日</td> <td>行き</td> <td>8:00</td> <td>9:00</td> <td>10:00</td> <td>12:00</td> <td>13:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>帰り</td> <td>12:30</td> <td>13:30</td> <td>14:30</td> <td>15:30</td> <td>16:30</td> <td>17:30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td>行き</td> <td>9:00</td> <td>10:00</td> <td>12:00</td> <td>13:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰り</td> <td>12:30</td> <td>14:30</td> <td>16:30</td> <td>17:30</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			1便	2便	3便	4便	5便	6便	平日	行き	8:00	9:00	10:00	12:00	13:00	14:00	帰り	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	休日	行き	9:00	10:00	12:00	13:00			帰り	12:30	14:30	16:30	17:30		
		1便	2便	3便	4便	5便	6便																																
平日	行き	8:00	9:00	10:00	12:00	13:00	14:00																																
	帰り	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30																																
休日	行き	9:00	10:00	12:00	13:00																																		
	帰り	12:30	14:30	16:30	17:30																																		

②対象地区・運行エリア

- ・市内全域を対象とする
- ・利用者の片道最大乗車時間等の利便性を鑑み、以下に記載のエリアに別けて運行する。なお、運行事業者は月単位で運行エリアを交代することとする。

北エリア①：一の沢地区・北光地区・焼山地区・晴見地区・三砂地区・鶉地区一部
・吉野地区一部

北エリア②：富平地区・空知太地区・袋地地区

南エリア：宮城の沢地区・鶉地区・吉野地区・日の出地区・豊沼地区・宮川地区

③運賃

- ・一の沢地区、空知太地区、富平地区：大人500円 中学生以下100円
 - ・上記以外の地区：大人300円 中学生以下100円
- ※未就学児は無料とする。(保護者同伴を要し、保護者分は運賃を受領する)

④まちなか乗降地(共通乗降地)

- ・8か所に設定し、自宅とまちなか乗降地の間を運行する

①砂川駅 ②砂川市立病院 ③公民館 ④ふれあいセンター

⑤ショッピングプラザAiAi ⑥スーパーふじ

⑦コープさっぽろ(市民生協) ⑧砂川市立病院前バス停(北海道中央バス停留所)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

砂川市から運行事業者への補助金額については、北海道D地区におけるタクシー自動認可運賃基準(時間距離併用制運賃)を適用した場合の運賃の合算額から運賃収入の合算額及び国庫補助金を差し引いた差額分を交付することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

砂川北星ハイヤー株式会社、株式会社三星、ふじ観光株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準ニただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
別紙「表5」のとおり
12. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
該当なし
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
該当なし
16. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月18日（第1回） 砂川市予約型乗合タクシー運行計画(案)等について ・平成28年6月21日（第2回） 平成29年度生活交通確保維持改善計画(案)等について ・平成29年1月17日（第3回） 平成28年度地域公共交通維持改善事業に関する事業評価について（書面会議） ・平成29年5月16日（第1回） 砂川市予約型乗合タクシー運行方針等について ・平成29年8月9日（第2回） 平成30年度生活交通確保維持改善計画(案)等について
17. 利用者等の意見の反映状況
<p>平成28年2月に「利用登録者アンケート調査」を実施し、予約受付時間の一部変更、増便する場合の条件設定の一部変更を行ない、平成28年10月からの計画に反映させている。</p> <p>また、平成28年2月のアンケート調査結果に基づき、平成29年4月より敬老ハイヤー券で予約型乗合タクシーの料金を支払えるよう変更し、運転免許証を自主返納した人には予約型乗合タクシー無料利用券（3,000円分）の進呈を行ない、本計画に反映させている。</p> <p>なお、地域住民の代表として、町内会連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各1名の委員の参画を得ており、計画案の同意を得ている。</p>

18. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	砂川市市民部市民生活課、総務部
交通事業者・交通施設管理者等	北海道中央バス(株)、砂川北星ハイヤー(株)、ふじ観光(株)、(株)三星、一般社団法人札幌地区バス協会、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	北海道運輸局札幌運輸支局
その他協議会が必要と認める者	砂川市町内会連合会、砂川市老人クラブ連合会、砂川市社会福祉協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 砂川市西6条北3丁目1番1号

(所 属) 砂川市市民部市民生活課生活交通係

(氏 名) 齊藤 亜希子、大友 健司

(電 話) 0125-54-2121 内線215

(E-mail) seikatsu@city.sunagawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
砂川市	ふじ観光(株)	(1) 北エリア①	一の沢・北光・ 焼山・晴見・三 砂地区、鶉地 区・吉野地区 一部	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	123 日	592.5 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	ふじ観光(株)	(2) 北エリア②	富平・空知 太・袋地地 区	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	120 日	323.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	ふじ観光(株)	(3) 南エリア	宮城の沢・ 鶉・吉野・日 の出・豊沼・ 宮川地区	砂川市	市民生協 ほか	往 km 復 km	122 日	650.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
砂川市	(株)三星	(1) 北エリア①	一の沢・北光・ 焼山・晴見・三 砂地区、鶉地 区・吉野地区 一部	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	122 日	586.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	(株)三星	(2) 北エリア②	富平・空知 太・袋地地 区	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	123 日	329.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	(株)三星	(3) 南エリア	宮城の沢・ 鶉・吉野・日 の出・豊沼・ 宮川地区	砂川市	市民生協 ほか	往 km 復 km	120 日	646.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
砂川市	砂川北星ハイヤー(株)	(1) 北エリア①	一の沢・北光・ 焼山・晴見・三 砂地区、鶉地 区・吉野地区 一部	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	120 日	582.5 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	砂川北星ハイヤー(株)	(2) 北エリア②	富平・空知 太・袋地地 区	砂川市	スーパー ふじ ほか	往 km 復 km	122 日	325.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
	砂川北星ハイヤー(株)	(3) 南エリア	宮城の沢・ 鶉・吉野・日 の出・豊沼・ 宮川地区	砂川市	市民生協 ほか	往 km 復 km	123 日	658.0 回		区域運行	①	滝川美唄線、滝川奈井江 線、焼山線、上砂川線、 歌志内線、滝芦線②、JR 砂川駅	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	砂川市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	8,789
交通不便地域	17,694

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
17,694	全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
17,694	$17694人 \times 120 \times 1 + 200万円 = 4123千円$	4,123 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

平成 29 年 8 月 日

国土交通大臣 殿

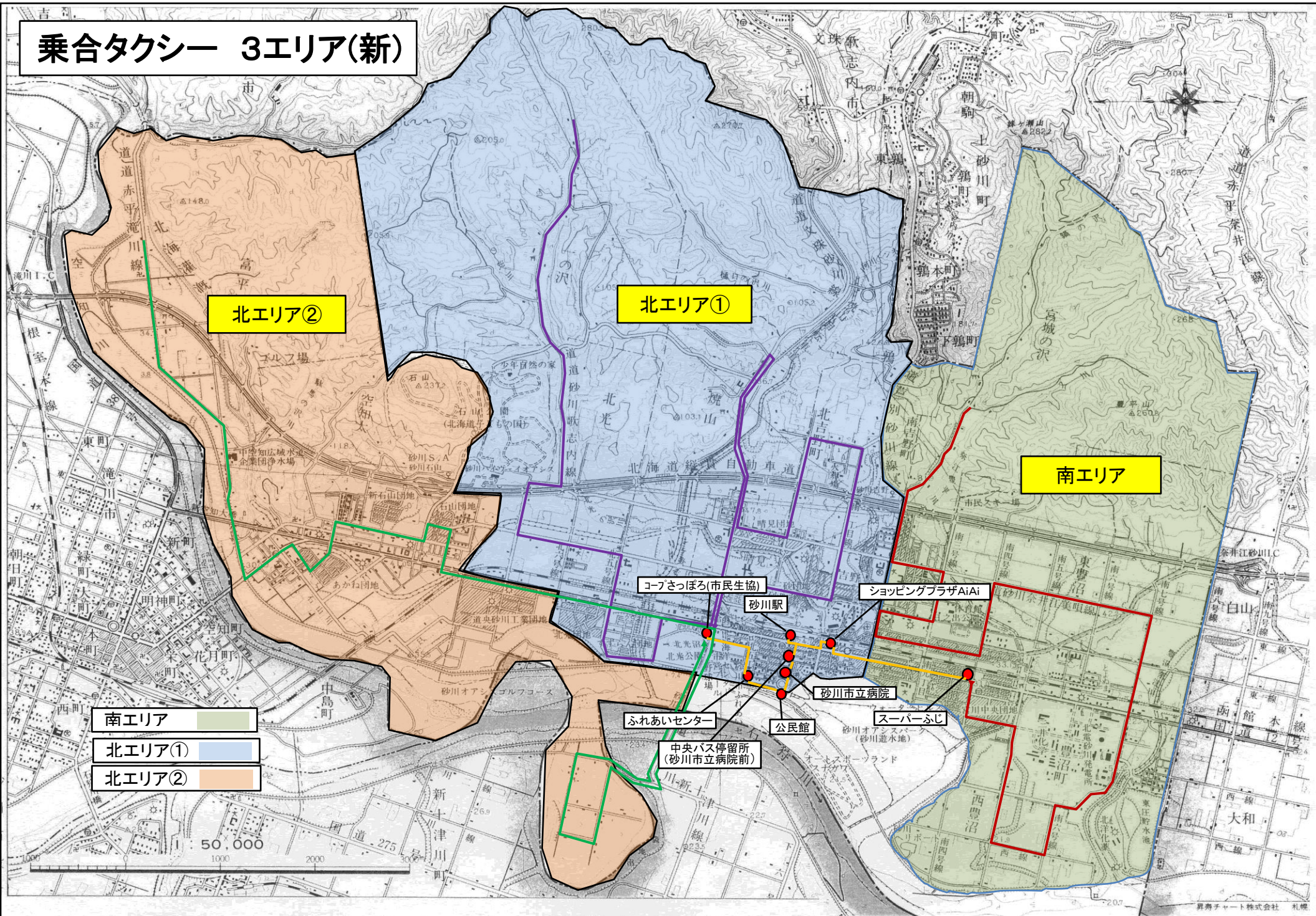
氏名又は名称 砂川市地域公共交通会議
住 所 砂川市西 6 条北 3 丁目 1 番 1 号
代表者氏名 会長(副市長) 角丸 誠一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

乗合タクシー 3エリア(新)



- 南エリア
- 北エリア①
- 北エリア②

乗合タクシー 3エリア(旧)

